

第四十回国会
衆議院

農林水産委員會議錄 第十七号

昭和三十七年三月十三日(火曜日)

午前十時四十八分開議

出席委員

委員長 野原正勝君

理事 小山 長規君 理事 山口長治郎君

理事 丹羽 兵助君 理事 山中 貞則君

理事 石田 有全君 理事 片島 港君

安倍晋太郎君 飯塚 定輔君

大野 市郎君 飯谷 忠男君

草野 一郎平君 倉成 正君

小枝 一雄君 坂田 英一君

田邊 國男君 谷垣 專一君

寺島隆太郎君 内藤 隆君

中山 榮一君 福永 一臣君

藤田 義光君 本名 武君

松浦 東介君 米山 恒治君

角屋堅次郎君 栗林 三郎君

東海林 稔君 中澤 茂一君

植崎弥之助君 西宮 弘君

安井 吉典君 山田 長司君

稻富 稜人君 玉置 一徳君

出席政府委員

農林政務次官 中馬 辰猪君

農林事務官 森 茂雄君

(畜産局長) 保坂 信男君

農林事務官 佐藤松寿郎君

(畜産局参事官) 佐藤松寿郎君

農林事務官 佐藤松寿郎君

(畜産局長) 佐藤松寿郎君

監督課長 佐藤松寿郎君

三月九日

委員永井勝次郎君及び玉置一徳君辭任につき、その補欠として中澤茂一

君及び片山哲君が議長の指名で委員に選任された。

同月十三日

委員片山哲君辭任につき、その補欠として玉置一徳君が議長の指名で委員に選任された。

本日の會議に付した案件

競馬法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇四号)

○野原委員長 これより會議を開きます。

競馬法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を行ないます。

政府当局より補足説明を聴取いたします。森畜産局長。

○森(茂)政府委員 競馬法の一部を改正する法律案につきまして、若干補足説明を申し上げます。

まず、改正の主要な点を申し上げますと、第一には、地方競馬の施行体制を整備することとしたことであり、第二には、勝馬投票法、競馬の開催回数等競馬の実施方法を改善するほか、これに対する規制を強化することとし、第三には、地方競馬の収益をもつて畜産の振興をはかるため、地方競馬の施行者から地方競馬全国協会に売得金の一定率を交付する制度を設けるとともに、都道府県は、競馬の収益をもつて畜産の振興、社会福祉の増進等の事業の財源に充て、これらの事業の発展に寄与する措置を法律に明記し、第四に

は、地方競馬全国協会を設立して馬主、馬の登録、騎手の免許を全国的に統一して行なわせて競馬の公正、かつ、円滑な実施の推進をはかるとともに、畜産振興事業に対する補助を行なわせることとし、第五には、競馬の公正確保をはかるため監督規定、罰則等を整備することとしたのであります。

まず第一に、地方競馬の施行体制を整備した点についてであります。

現在、地方競馬の施行者は、都道府県及び著しく災害を受けた市町村または地方競馬場所市町村であつて自治大臣が指定した市町村となつておりますが、指定市町村の数は、全市町村の四割に満たない百三十五市町村であり、そのうち約五割は戦災という事由により指定を受けているのであります。戦後すでに十数年を経過して、戦災復興もほぼ終了した現在では、指定当初の事由とかけ離れて運営されている事情もあり、この際地方競馬存立の意義に顧みて、施行体制を整備する必要が生ずることから、第一条の競馬の施行者に関する規定を改正し、同条第一項において、競馬の施行者は原則として日本中央競馬会及び都道府県といたしたものであります。さらに同条第二項で著しく災害を受けた市町村または地方競馬場が存在する市町村につきましても、当該市町村の財政上の特別の必要性を考慮して自治大臣と農林大臣が協議して指定するものに限り、従前は期限をつけなかったのを今後は一定の期間を

限って競馬を行なうことができることとしたのであります。期限につきましては、災害の程度に応じ財政上の特別の必要性等を勘案いたしまして付することと相なるのであります。

第三項は、市町村を指定する際条件を付することができるといたしたのであります。この条件には、競馬の公正かつ円滑な実施をはかるため、事務の適正な運営を確保するための措置を予定しております。

なお、現在指定を受けている市町村につきましても、附則第七条におきまして、昭和四十年三月三十一日まで競馬を行なうことができることとしたのであります。

次に、第二といたしまして、競馬の実施方法についてであります。

第四条は、入場料に関する規定であります。技調査会の答申の三に基づきまして、競技場の改善及び秩序の維持に役立つよう中央競馬、地方競馬を通じて入場料を徴収しなければならぬものとしたのであります。なお、省令で定める金額につきましては、現行より若干の値上げを行なう予定であります。

(委員長退席、山中(貞)委員長代行着席)

第五条におきましては、勝馬投票券の発売業務の円滑化をはかり、あわせて競技場内の秩序の維持をはかるため、勝馬投票券を十枚以上を一枚をもって代表する勝馬投票券とし、現在の経済事情に適合した投票券を発売す

ることができるといたしたのであります。

第六条及び第七条は、勝馬投票法に関するものであります。調査会の答申の四に基づき、各種公営競技と統一をはかつて改正したのであります。これにより、的中率を高め、射幸心の過熱を避けるため、重勝式を廃止し、その種類を単勝式、複勝式、連勝式及び連勝複式の四種とし、省令をもってその実施方法を規定し、必要に応じこれを制限し得るよういたしましたのであります。

第二十條の改正は、従来地方競馬の開催は、施行者単位に開催回数等を定めていたものであります。今回地方競馬の施行者を原則として都道府県にしたことに関連いたしまして、開催回数は都道府県の区域ごとの年間開催回数を定めることとしたのであります。

従いまして、一都道府県に複数の施行者がいる場合には、その調整をはかるため第二項におきまして、農林大臣の指示に関する規定を設けたのであります。

第二十一條の改正は、地方競馬の実施の委託に関する規定を新たに設けたこととあります。これに基づきましては、都道府県がみずから競馬の実施を行なうことが困難であり、かつ、管下の市町村であつて地方競馬の実施に關して専門職員等の養成、従来の経験に徴して適切と認められるものがある場合には、その市町村に対し、競馬の実施に関する事務を委託して競馬を行なうことができることとしたのであ

ります。なお、指定市町村につきましても、同様の趣旨で都道府県に委託して競馬を行なうことができるよう従来政令にありました規定を法律に明記いたしましたのであります。

第二十三条の改正は、第二十一条により競馬の実施の委託に関する規定を設けたことと関連いたしまして、委託を受けた都道府県または市町村が法律または法律に基づく命令に違反して競馬の実施事務を行なったときは、地方競馬の停止もしくは委託にかかる競馬の実施事務の執行の停止または必要によりこれらの事項をあわせて命ずることができるといたしましたのであります。

次に、第三といたしまして、地方競馬の収益の使途についてであります。地方競馬の収益は、以前から競馬の収益を公益目的に使用していたわけでありましたが、公営競技調査会の答申六に基づき、今後は畜産の振興、社会福祉の増進、医療の普及、教育文化の発展及び災害の復旧に必要な経費の財源に充てるよう法律に明記いたしましたのであります。

次に、第四といたしまして、地方競馬全国協会について申し上げます。地方競馬全国協会は、従来都道府県または都道府県の組合が行っており、馬主及び馬の登録並びに騎手の免許を全国的に統一して行なうとともに、審判員等の養成、訓練等を実施するほか、前述の畜産振興事業に対して補助する機関として設立したものであります。

第二十三条の四は、地方競馬全国協会の目的に関する規定でありまして、同協会は、「地方競馬の公正かつ円滑な実施の推進を図るとともに、馬の改良増殖その他畜産の振興に資する」こと

に定じまして、千分の四から千分の十一に相当する額を交付金として施行者から協会へ交付させる金額を規定いたしました。協会は、この交付金をもって馬の改良増殖その他主として地域的な畜産の振興のための事業を補助することといたしましたのであります。第二号におきましては、協会が馬主及び馬の登録、騎手の免許等畜産振興補助のための業務以外の業務を行なうに要する経費に充てるための財源として、競馬開催のつど施行者から売得金の千分の四以内を協会に交付させることとしたのであります。

第二十三条の三は、都道府県の競馬の収益の使途についての規定であります。都道府県は、以前から競馬の収益を公益目的に使用していたわけでありましたが、公営競技調査会の答申六に基づき、今後は畜産の振興、社会福祉の増進、医療の普及、教育文化の発展及び災害の復旧に必要な経費の財源に充てるよう法律に明記いたしましたのであります。

次に、協会の業務の性格にかんがみまして、第二十三条の十五において、役員が営利事業に関係することについて制限を設けることと、第二十三条の十九において役員及び職員が公務員たる性質について規定しているのであります。

第二十三条の二十は、協会の評議員会に関する規定であります。これは協会の運営に具体的な業務につきましても、それが適切に行なわれるように関係行政機関及び学識経験者の意見を反映するためのものであります。

その評議員の任命は、第二十三条の二十一の規定によりまして、広く、地方競馬を行なっている都道府県または指定市町村職員及び学識経験者の中から適切な者を農林大臣が任命すること

といたしましたのであります。

第二十三条の五の法人格に関する規定、第二十三条の六の事務所に関する規定、第二十三条の七の登記に関する規定、第二十三条の八の名称の使用制限に関する規定及び第二十三条の九の民法の準用に関する規定は、同種団体に共通な例文であります。

第二十三条の十は、役員に関する規定でありまして、協会の業務の重要性と多様性に対処するため、会長一人、理事五人以内及び監事二人以内のほか副会長一人を置くこととしております。

これらの役員の任命は、第二十三条の十二第一項及び第二項におきまして、会長、副会長及び監事は、農林大臣が任命し、理事は、会長が農林大臣の認可を受けて任命することといたしております。

次に、協会の業務の性格にかんがみまして、第二十三条の十五において、役員が営利事業に関係することについて制限を設けることと、第二十三条の十九において役員及び職員が公務員たる性質について規定しているのであります。

第二十三条の二十は、協会の評議員会に関する規定であります。これは協会の運営に具体的な業務につきましても、それが適切に行なわれるように関係行政機関及び学識経験者の意見を反映するためのものであります。

その評議員の任命は、第二十三条の二十一の規定によりまして、広く、地方競馬を行なっている都道府県または指定市町村職員及び学識経験者の中から適切な者を農林大臣が任命すること

といたしております。

次に、協会の業務に関する規定についてであります。第二十三条の二十の第一項各号のうち、第五号及び第六号の業務につきましては、第二十三条の二の規定の説明に関連して申し上げたところであります。第一号及び第二号につきましては、従来都道府県または都道府県のブロック別に行なわれていたものでありますが、馬主、馬及び騎手の全国的交流も顕著になった現在、これらを全国的に統一して行なうこととしたのであります。第三号及び第四号につきましては、地方競馬の公正かつ円滑な実施をはかるために、騎手は審判員等の養成、訓練等を行なうこととしたのであります。

なお、審判員等につきましては、都道府県または市町村の要請に応じて、これらの者を派遣し、もしくはそのあつせんをもすることとしたのであります。

次に、第二十三条の二十三の規定は、業務方法書に関する規定であります。業務方法書には、馬主及び馬の登録並びに騎手の免許に関する規定並びに馬の改良増殖その他畜産振興事業の補助の方法等について記載することといたしております。

第二十三条の二十四から第二十三条の二十六までは、他の同種の団体に準じまして事業年度、予算、事業計画等について必要な事項を規定しております。

次に、協会の財務及び会計に関してあります。第二十三条の二十七におきまして、畜産振興業務について特別の勘定を設けることといたしました。さきに申し上げましたようにこの

協会は、一つには地方競馬の公正かつ円滑な実施の推進をはかるため登録、免許等の業務を、他方では、畜産振興のための補助事業を行なうこととされているのであります。従いまして、この両業務の経理を区分して整理いたしまして、おのおのが混同されないよういたしましたのであります。その他の協会の財務及び会計につきましては、第二十三条の二十八において省令に委任することとしたのであります。

次に、第二十三条の二十九は、協会に対する農林大臣の監督について規定しております。すなわち、第二十三条の二十九第一項は、協会は農林大臣が監督するということを明記いたしました。同条第二項により農林大臣は、この法律案を施行するため必要があると認めるときは、協会に対して監督上必要な命令をすることができるといたしました。

次に、第五といたしまして、競馬の公正確保をはかるため監督規定、罰則等を整備いたしました点に関してであります。

第二十五条の改正は、第二十一条の競馬の委託及び第二十三条の四以下の規定による地方競馬全国協会の設立に関連して、農林大臣が競馬の公正確保及び秩序維持をはかるため、受託市町村及び地方競馬全国協会に対して立ち入り検査等を行ない得る権限を新たに追加いたしましたものであり、第二十九条の改正は、都道府県職員、指定市町村職員、騎手及び馬丁の勝馬投票券の購入禁止に関する規定を当該地方競馬のみならず、すべての地方競馬に拡大するほか、協会の役員にも勝馬投票券の購入禁止の規定を適用することとし

たのであります。

第三十一条第二号の改正は、従来興奮等の投与に関する罰則が主として馬主、調教師などに限られておりましたのを第三者にも及び得るものとしたしました。その他罰則につきましても、第三十二条の二から第三十二条の十までにおいて整備強化いたしました、各種公営競技との調和をはかった次第であります。

最後に、附則におきましては、第一は、地方競馬全国協会の設立に必要規定を設けたことであり、第二に経過措置として、現在指定を受けている市町村につきましても、昭和四十年三月三十一日まで競馬を行なうことができることとしたほか、現に都道府県の組合に登録されている馬主及び馬の登録、騎手の免許は、それぞれ改正後の規定により協会に登録または免許されたものとみなしたのであります。第三には、この法律の施行の前後にまたがって開催される地方競馬の実施、協会への交付金制度等につきましては、従前の例によることとしたこととあり、第四に、協会について同種団体に準じた税制上の優遇措置を講ずることなどをおもな内容としております。

以上が、競馬法の一部を改正する法律案の概要でございます。

○山中(典)委員長代理 これより質疑に入ります。

質疑の通告があります。順次これを許します。倉成正君。

○倉成委員 競馬法の一部改正について御質問を行ないたいと思います。

競馬は御承知の通り、英国を発祥の

地として今日では洋の東西を問わず、社会体制のいかんを問わず行なわれておりまして、米、英、ソ、仏その他ピルマ、インド、フィリピンその他の国々、世界で六十国余に及んでおると聞いております。そこで、まず第一にお尋ね申し上げたいのは、このような古い歴史を持った世界に普及しておりますこの競馬が、わが国においてはどのような目的を持っておるかということをお伺いしたいと思います。同時に、質問の時間を省略するために、いろいろお答えがあるかと思いますが、その競馬の目的についてのお答えの根拠、どういふことを根拠としてそのようにお答えになるか、この二点をお伺いしたいと思います。

○森(茂)政府委員 競馬の目的に関する御質問でございますが、競馬はわが国においても歴史的に百年以上の経過をたどって参ったわけでありまして、その間にやはり馬の改良、増殖その他軍馬資源保護という国家的要請等と相待って、いろいろ馬の改良、その他家畜等の改良に効果があったわけでございます。現在競馬の目的は何かということになりますと、それらの馬の改良あるいは畜産の振興にいろいろ従来ともに尽くしている面もございますけれども、現実の事実としては国民の娯楽ということでありまして、いろいろ過去において、競馬の目的は何であるか、また十数年前の競馬法の改正のときにも論議が行なわれたわけでありまして、実際の現実の事実としては、いろいろ歴史的な役割があるいは今までの獣医の発達等その他馬の改良、その他の役割があったわけでありまして、現状におきましては、それらが付随的な、あるいは

はいろいろな方面に効果を發揮する面がございますけれども、やはり現実の事実として考えますならば、私は、現在レクリエーションと申しますか娯楽、多数の馬を競走させて楽しむスポーツの一種だと考えるわけでありまして、○倉成委員 競馬が歴史的ないろいろな変遷を経てやってきました。特に戦争中、その他馬の改良に密接なつながりがあるということもよく承知しております。そこで、今日の段階において、畜産局長今お話しのように娯楽あるいはレクリエーションという非常に上品な言葉で御説明がございましたけれども、むしろギャンブル、かけという要素が相当あるのではないか。同時に、これを社会的に見ますと、財源確保のための一つの手段として考えられておる面が非常に強いのではないかと申すのですけれども、これらの点につきまして、いろいろな見方によって変わって参りましょうから、競馬の目的、社会的に歴史的に変遷して参りますけれども、これから先、いろいろ競馬法の改正、あるいは競馬についての指導監督をされる場合に十分御検討をされておく必要があるのではないか、その考え方によって今後のいろいろな指導についても変わってくるという点を御指摘申し上げたいと思います。

同時に、私は先ほど、今いろいろお話しになる点についての根拠、どういふ点を根拠として言われるか、もっと具体的に言えば、法律的な根拠がございましたら——たとえば畜産局長今レクリエーションだと言われた。それはどういふ根拠なのか、あなたの主観的なお考えであるか、あるいは客観的にそういうものを法律その他で書いておるかどうかという点をお答えがなかった

ようですから……。○森(茂)政府委員 競馬法は現競馬法におきましても旧競馬法におきましても、特に法律の目的を記してはなかったわけでありまして、競馬法はそれでは何かと言いますと、刑法の富くじ等に関する法律と同じように刑法の除外例で、そして馬を走らせて楽しむ場合の勝馬投票券の発売に關して刑法の除外例としておるわけでありまして、先ほどいろいろお話しした、勝馬投票券を発売する点で、それについて払い戻しがあるという点で、そういう分類に入ると思いますが、また世界じゅう各国御指摘のように六十七カ国で、ソ連の国営以外は民営等であるという点で、苦勞して公正を期するということで、歴史的な面があるわけでありまして、そういう意味におきまして競馬の根拠ということになりますと、歴史的、沿革的に發展してきた現在の世界の人の一つの楽しみという現実以外にはないと思います。

○倉成委員 日本中央競馬会法第一条によりまして、「この法律は、競馬の健全な發展を図つて馬の改良増殖その他畜産の振興に寄与するため、」云々とあるわけですが、この中央競馬法の第一条にいう競馬の健全な發展というのは一体具体的にどういうことなんでしょう。

○森(茂)政府委員 競馬は、先ほど申し上げました通りに、走らせてスポーツ的に楽しむこと以外に、勝馬投票券を発売してその払い戻しを受けるという点でギャンブル的な面があるわけでありまして、そういう面におきまして、ただ農村で見られるように投票券を発売しない祭典競馬と違ひまして、投票券を発売いたしますとやはりそういうギャンブル的な面があるものでございまして、一つの娯楽であり、馬を走らせるスポーツではございますけれども、それを相当多数の人が相寄つて見るということ、会場の秩序あるいは射幸心を過熱させていろいろ社会悪をその面から生じていく、こういう面で競馬法を、政府は競馬を行なわせる場合に法律におきまして各条項によつてその悪を最小限に防ぐということ、そういう意味で審判、レース、それから各施行環境等について十分監督をして、そしていい馬匹改良をやつた強い馬が対等にスポーツができるようにというようにいたしたいと考えております。

○倉成委員 それでは角度を変えてお伺いいたしますが、競輪と競艇と競馬とは本質的にどういふふうな差異があるか、一つお伺いしたいと思います。

く書いてなく、抽象的に畜産振興といふことで表現しておるわけでありま

す。

○倉成委員 これは後に触れたいと思

いますけれども、中央競馬会法の三十

六条にいろいろ例示的に書いてあると

いうことは、これに充てることを強く

要請をしておるということでありま

す。ばく然たる書き方ではなかなか逃

げていく可能性があるという点で、あ

とで触れたいと思います。

次の問題として、地方競馬の施行者

を原則として都道府県にした理由を、

簡潔にお伺いしたいと思ひます。

○森(茂)政府委員 現在やっております

三百三十五の市町村は、著しく災害を

も、競馬をやらない市町村にも、畜産

振興その他の配分上、行政単位として

は都道府県に引き上げて、各市町村の

実情を見て、競馬をやらない県にも配

分しようということでありま

す。

○倉成委員 三十一年に参議院が発議

しまして、畜産団体その他の出資によ

る地方競馬会を設けまして、民営で競

馬をやつたらどうかという意見が出さ

れたことがあります。都道府県はいわ

ゆる地方で監督の立場にあるものであ

りまして、この監督の立場にあるものが

実施主体になるのはいかがかという議

論が一部ではあるわけでありま

す。これらについてどういふふうにお考

へなつておるか、伺いたいと思ひま

等で、民間法人がやつておる面があ

りますけれども、とかく運営がうまく

いかないという問題が、ほかの競技の

名前は申しませんけれども、あるよう

であります。そういう意味におきまし

て、結論的に申しますと、現在参加者

あるいは関係者の良識のレベル・アッ

プを待つて、それらを検討したいと思

ひますが、現在の事態としてはまだ尚

早である。戦前までやつて参りました

が、途中で、そこから切れて十数年間

やつておりませんし、公正な運営をは

かるためには、都道府県が適当であ

る場合に、自分がやつて自分が監督す

ることはできないじゃないか。都道府

県は一方において自治団体であり、一

方において行政権を持つという点で

は、全国的に見ますときわめて限られ

た都道府県であり市町村であるわけ

です。従つて、これの施行の問題につ

いては、今後いろいろまだ問題が残る

と思ひますけれども、次の質問に移り

たいと思ひます。

現在指定されております町村は、昭

和四十年三月三十一日までは一応施行

できるが、それから先は、「財政上の

特別の必要を考慮して自治大臣が農

林大臣と協議して指定する」となつて

おるわけでありま

す。農林大臣と自治

大臣が協議する場合の要件として、財

政上特別な必要といふのは、一体いか

なるものであるか明らかにしていただ

きたいと思ひます。地方団体

通事情の変化によつて、相当財政上必

要があるという場合、現在としては基

準はきまつておりませんが、自治省が

地方団体に別に交付金を交付する制度

をとつております。それは、基準財政

需要額等を一定率で算定して、そして

交付金を配つておりますが、これら等

も見計らい、かつ、その市町村の復興

計画あるいは公共的な施設計画等も見

計らひまして、四十年以後において指

定するかどうか、あくまでも財政上の

見地から取り扱ひたい、こういうわけ

であります。

○倉成委員 財政上の需要について

は、ある程度客観的なものが出てくる

かもしれません。そうしますと、そう

いう基準が明らかにになると、自治大臣

がこれを指定するといふことではないこ

とになります。農林大臣と協議して

やるというところに重点があるわけ

で、農林大臣はいかなる角度から市町

村の指定を考へていくかという、農林

大臣としての立場から一つ明らかにし

ていただきたいと思ひます。

○森(茂)政府委員 農林省といつたし

ましては、できるだけ競馬の収益をほか

の市町村にも均等させ、かつ一部吸い

上げまして、あまり競馬をやつてい

ない府県で非常に畜産振興のおくれて

おる面を補完的にやろう、こういう

考え方でありま

す。一部市町村が

特別な事情のない限り、国でできるだ

け災害復旧等の施設はやつていく。だ

んだんと災害復旧の補助率も高くなり

ます。全面的に応援していくとい

ふことでは、農林省と

いたしましては、やはり都道府県まで

上げて責任体制を確立して、やつてい

ない市町村にも相当部分配る、一部は

ほかの県までも回すということでございますので、非常に消極的に運用して参りたいと思つてゐます。ただその場合に、今までと違ひまして、無期限で再指定になつたらそのまま続けていくという事でなしに、やはり起債その他のいろいろな関係で一、二年はやつていかなければならぬ—その場合でも、特別にやる能力がないという場合等につきましては、また災害復旧等の場合では、二十三条の畜産振興に充てる以外に災害復旧にも充てるように努めるといふ場合で、災害復旧の場合でも、できるだけ消極的にまず都道府県の上げた収益からそういう不幸な市町村には配つて、競馬まで新しくこれから始めてというほどの考えはないわけでありませう。

○森(茂)政府委員 現代競馬を施行してゐる指定市町村が、四十年以降その実施開催権を失うということが非常に重要な問題だと思つておられるけれども、農林大臣と自治大臣と協議してきまつていくということになります。大体見通しとしては、現在の市町村のうちどの程度が残るかというところは今おわかりでしょうか。もしわかれば一つお答えいただきたいと思います。

○森(茂)政府委員 これは現行法の欠陥だと思つてゐますが、いわゆる災害を受けた場合に、復興計画等も自治大臣が指定したわけでございますけれども、期限がない。期限をつける制度がないために、こういうようにだらだらして来たわけでございます。現在のところ、どの市町村が再指定になるかというところは、自治省もこれから、いろいろ中を洗つていくということで、市町村財政その他現在まで競馬の益金でどうい

うふうに充當されてきたかというようなことも検討されまして、全般的に考慮して三カ年間に十分検討したい、こういうことで、具体的にはどの市町村ということにつきましてはありません。

○森(茂)政府委員 現在市町村その他が持つております競馬場施設その他の財産、これが今後都道府県でかりにやるとなつた場合に、どういふふうな処理されるかというところも非常に大きな問題だと思つてゐますが、これらの点についてはいかに考へておられるか。また現在市町村の持つております財産の金額というのは、大体トータルでどのくらいのものか、もしおわかりでしたらお答えいただきたいと思います。

○森(茂)政府委員 市町村が現在持つております施設が、四十年以後にやらないということになります。どうなるかというところでありますが、都道府県がやる場合は、大体はかの市町村にまたその市町村が貸して開催している場合と同様に賃借、それから特に必要があればそれを譲り受ける、こういうこととなるわけでありまして、大体現在のおもなる市町村の施設等については都道府県が開催して継続していくという考へ方でありませう。現在まである一部の県等で廃止した場合はございませうが、大体それらの施設の充実あるいは土地の買取等につきましては、今までは競馬の収益あるいは競輪の分です。また現在の地価等の関係、あるいはそういう施設が一般のほかのスポーツ等に利用される面がありまして、かりに使われない場合でも、現在までい

ろの問題は起きておりません。なお現在の市町村の所有にかかるものといつてしまつては、約十八ぐらゐる市町村が所有したしておりますが、これは税務署的な評価でございますけれども、時価見積額で概算十一億円であります。

○森(茂)政府委員 今のは非常に大まかにお答えになりましたが、たとえば東京都の区あたりでやつてゐるのなんかは入つていないわけでしょうか。もつと具体的に言いますと、われわれ聞いてみると、ところによると、馬を飼つてゐるとか牧場を経営してゐるとかいうのもあるわけですね。そういうのも入れますと相当膨大な額になると思つてゐますが、十一億程度のものじゃないと思つてゐます。従つてこれはこまかいことですか一つあとで御研究いただくことにしまして、いろいろこまかい点について参りますと、現在東京都の中で区であるとかあるいは市町村でやつてゐるの、相当いろいろな経営方法をやつてゐる。そういう財産をどういふふうな処理するかというところは、かなり大きな問題になつてくるのじゃないか。競馬場のような施設だけであります。これを賃貸するなり長期で返していくということもいいかと思つてゐますけれども、そういう面についても一つスムーズにいくように御検討をいただきたいと思つてゐます。

そこで次は地方競馬全国協会に入りたいと思つてゐますが、これに対する交付金は二十三条の二十二第一項第五号によつて「馬の改良増殖その他畜産の振興に資するための事業につきその経費を補助すること」となつておりまして、地方競馬協会というのが畜産振興その他の経費を補助することに

なつてゐますが、その補助の対象はどんなになるわけでしょうか。

○森(茂)政府委員 地方の主として畜産振興に充てようということでございます。まして、府県の知事の意見、それから評議員の意見も聞いてやつていきたいと思つてゐますが、われわれが主としてねらつておられますのは、都道府県においてわれわれとしては第一に予算を確保して畜産振興をやつて参りますが、手の届かない都道府県のそれぞれの機動的な御計画もいろいろあつて、そういうことは予算で補助される性質でないということである部分も相当ございませう。都道府県の意見等を聞いてやつて参りたいと思つてゐますが、そのやうな場合に、都道府県を通ずるか、あるいは農林が組織する畜産振興をはかる団体、畜産関係の団体にやるかは都道府県知事の意見を聞いて処理したいと思つてゐます。

〔山中(貞)委員長代理退席。委員長着席〕

○森(茂)政府委員 都道府県にかりに補助するといふことが出てきた場合、こういう地方競馬全国協会というやうな団体が県に補助金を出すというやうなものと、普通そういう例がありますか。

○森(茂)政府委員 私どもとしては都道府県知事の意見を聞くことにいたしておりますが、都道府県が特に県会等の都合で通してもらった方が都合がいい、そういう場合でありまして、私どもとしては知事の意見はよく聞いてそれをやりますけれども、これは御相談でございまして、そういう御意見があればというところで、わざわざ県会を通しても予算に入れる考えはございませ

ん。

○森(茂)政府委員 都道府県等にこういう団体が補助するということになりますと、いろいろな問題があると思つてゐます。やはり事業主体が一体どちらになるかというところで、地方競馬全国協会が事業主体であるか、都道府県がそういう畜産振興事業の事業主体になるかということが、やはり明らかでなければいかぬと思うのですが、その点はどうでしょうか。

○森(茂)政府委員 私どもとしては生産者が組織する畜産関係の団体等の活動あるいは施設等が不十分であるといふことで、根本的には私どもはできるだけ公共的な色彩のものは国の予算をもつて充當したい、こういうふうな考へ方でありませう。ただ戦後、軍馬と軍事政策等の関連から、悪い面もありましたが、いい面があつた畜産団体が、全部根こそぎ、ほかの団体以上に分裂解散を命ぜられて、そうして非常に畜産関係の関係者あるいは施設関係がおくれていることも認めねばならぬと思つてゐます。私どもとしては予算獲得に十分努力したいと思つてゐますが、予算上乗らない点、たとえば国で努力してもなかなかできない点は、団体の職員に対する設置補助であります。これは養蚕等で一部やられておりますが、そのために地方公共団体の技術員の補助がとれない、そういう点もございませう。そういう団体の充実、あるいは団体活動の施設等につきまして、予算でとれないもの、現在予算で認めない補助など認めておられますが、そういうやうなことで公益的、全体的に言いますと、われわれとしては畜産の

密にはできないかもしれないけれども、はっきりしておかないと、ある地域においては民間の技術員にいろいろ

に使うべき方の財源が非常に大きくて、大元の方が小さいと、いかにそういうことを考えましても現実としてで

○倉成委員　また、畜産振興、社会福祉の増進、医療の普及、教育文化の発展、スポーツの振興と多岐多彩にわ

に指導いたしたいと思いますが、ただ都道府県の、これは一種の地方公共団体でもございますので、また地方公共

調教師、騎手、騎手候補者は国民健康保険に加入させるとか、その保険料

の二分の一を助成するとか、それから互助助給付として慶弔、障害見舞金、せんべつ金等の給付をやっておる」とか、それから引退金なども助成しております。

騎手については、特に労働者の災害補償保険が適用されておられません。騎手は自由企業でありますので、労働者の災害補償保険が適用されておられません。それで競馬会においては騎手の災害補償制度を設けてまして業務上の死傷があつた場合に医療補償、休業補償、障害補償という特別な補償、遺族等の補償もやっております。

馬丁でございますが、これは調教師に雇用されるものでございますので、労災保険に加入しまして、その保険料は雇用主である調教師が全額負担するほか、健康保険に加入して本人負担の二分の一、調教師負担の二分の一をそれぞれ競馬会が助成いたしております。それはほか互助給付として引退金、業務外の遺族給付、共済給付等をやっております。このように、競馬関係者の福祉厚生に關しては、健康保険制度を初めとして各各種の社会保険制度を中心としてやっております。

ただ、今回主として改正の対象になつております地方競馬につきましましては、関東地方の大部分等については相当共済制度が発達しておりますが、市町村の一部等では不十分な点が相当あるわけでありまして、これらは今後の問題としてわれわれは一番重要視していきたくて考えているわけでありまして、**○倉成委員** 最後にお伺いしたいと思ひますが、今までの質疑応答を繰り返して参りましたけれども、最初に畜産局長が言われましたように競馬を

もっと楽しいものに、レクリエーションあるいはスポーツとして育てていきたいというお話がありました。しかし公營競技調査会の答申の第八号によりますと、「競技場の環境を整備し」という項目がございます。競技場の今の状態は、先ほども触れましたように非常に雑然たる状態でありまして、世界の文明国においてこういう雑然たる競馬場の風景というものは寡聞にして私は知らないわけでありまして、この環境整備についてどういふふうな対策、対策をお持ちになつておるか、伺いたいと思ひます。あわせて世界の代表的な競馬場、これならばやっぱりだといふような競馬場をもし御承知であれば一つお示しいただきたいと思ひます。

○森(茂)政府委員 競馬場の環境整備の問題でございますが、これは従来からいろいろ御忠告もあり、御意見のある問題であります。中央競馬につきましましては、保安上の必要あるいは荒廢施設を復旧するために、昭和三十一年から三十五年までに十三億の特別納付金の免除をいただきました。そして各スタントを充実したわけでありまして、地方競馬につきましましては、大都市周辺の大井、川崎、船橋、浦和、名古屋、兵庫その他等の競馬場は、売り上げ収益が相当多い関係から、従つて施設の改修にも経費等が十分かなえましますので、その改修の意欲も相当旺盛で、スタンド等が整備されて、環境が非常に前よりもよくなつております。特に周囲には木を植えるとか、緑化的な面も進みまして、環境の整備が以前と比べて非常によくなつております。その他の競馬場につきましましては、農村の娯楽として発展しておる関係から、環境として

は田園の風景そのものでございますけれども、施設は、収益の関係からまだ十分でないところも見られます。私どもといたしましては、外国の例をあげるとおっしゃいましたが、ダービー等が行なわれまふ英国の風景等は、直接は見ませんが、代表的なところがある英国等に多いようでありまして、われわれといたしましては、ぜひ環境を十分整備して、経費も相当充て、国民がレクリエーションとして楽しめる場所にしたしたいと思ひまして、なおなお施設の充実には、経費等において、都道府県がやつていく場合等につきましては、十分その目的のために認め参りたいと考えておる次第であります。

○倉成委員 競馬がいわゆるギャンブル的な要素その他いろいろな問題点ををはらみつつも、今日非常に重要な役割を社会的に果たしておるという意味からしまして、この競馬法の一部改正の機会に、いろいろな問題点をぜひ十分に整理されまして、この適正な運営ができましますように、今後ますます御研究、御検討をいたしたいことを要望申し上げまして、質疑を終わります。

○野原委員長 東海林稔君。
○東海林委員 競馬法の改正に關連していろいろ伺いたしたいのですが、私は問題がいろいろございまして、相当時間がかかりまして、午前中にとつても終わらなかつた、その点一つ、あらかじめお願いしたいと思ひます。
私のまずお伺いしたいことは、競馬の現段階の目的でございます。先ほど倉成委員との質疑応答で、いろいろと議論があつたわけでありまして、局長の御答弁では、現段階においての競馬

の施行の意義というものは、主として大衆のレクリエーションだ、こういうような御見解をお答えになつたわけでありまして、しかし倉成委員も言われたように、現在の法律の立場からは、どうしてもそういう点が明確でないと思ひます。競馬法の中には、普通の法律と違ひまして、目的というものが出ておりませんので、日本中央競馬会法の第一条などを見ましても「馬の改良増殖その他畜産の振興に寄与するため」とこれは競馬そのものの目的ではないのですけれども、競馬会法のこの目的なんかから推測しても、どうも畜産の振興、それに必要な財政確保という面が非常に強く出ておると思ひます。今回の改正の第一点であります地方競馬の施行者を町村段階から県にこれを統一したい、こういう点についての改正の理由を見ましても、大体市町村に開催を許しておつたのは、戦災等を受けて財政的に困つておつたのだという点を考えて今まで許しておつたが、しかし最近ではそういう情勢がほとんど解消したからということ、地方の競馬の主催者から市町村をはずすという理由の中にも、財政的な理由を主としてあげてあるわけでありまして、何らそこに、レクリエーションというふうな観点からは、そういう改正という論点も出てこないと思ひます。もう少しその点を明確にしたいと思ひます。

○森(茂)政府委員 競馬自身は、國際的にも国内的にもいろいろ沿革があつて、かつ農村等においても祭典娯楽として現在でも年延べとして四千万回くらい券を発売しない方法で行なわれておる歴史的な、農村とつながる、馬を

走らせるという競技であるわけでございます。競馬法自身は、これは刑法の除外例として、競馬がこういう団体でできるといふことを明記してあるわけでありまして、そういう意味から見ますと、競馬法自身は、それを公正にやらせる取り締まり規定というふうな考え方からしてあります。競馬自身の目的等につきましましては、これは競馬それ自身の存在、定義等からいって、そういう面からいって常識的に結論が出てくるのではないかと考えます。

○東海林委員 私もういろいろ疑問を持つたわけですが、前の質問者も同じような疑問を持つたわけですが、せつかく法律を改正されるということであれば、そういう点をなぜ条文に明らかにしなかつたのか、そういう点についての御論議はされたのか、その点を伺いたい。

○森(茂)政府委員 今回競馬法を改正するにあたりましては、本法は何かすることをもつて目的とするという工合に、各法にはそういう目的が書かれておるわけでありまして、そういう意味におきまして、われわれといたしましていろいろ検討はいたしたわけでございます。法、法の目的といたしましては、競馬の公正な運営発展をはかるほか、今回は改正法として、畜産振興あるいはその収益を公共的なものに向ける、こういう面、おのずから前と態様は変わつてきておるのであります。私どもといたしましては、法律の旧法あるいは現行法等におきましても目的は掲げられておらず、非常に内部におきましても研究はいたしたわけでありまして、競馬それ自体が、現実に、歴史

的、沿革的に農民が育てた馬を競走させるという面から発展して参った関係もございまして、その表現になかなか苦しい、一氣にその目的を概定するといふわけにもいきませんので、従来の旧法あるいは現行法等にあえて目的を掲げず、法の内容等によって御解釈を願うというこの結論に相なつて、まことに相済みぬのですが、そういう取り扱いにいたしましたわけでありませう。

○東海林委員 どうもその点がはつきりしないのです。先ほども御質問があったのですが、競馬と競輪、競艇等との関係ですが、現段階におけるこれらの公営競技施行の意義といひますか、そういうものが、歴史的には非常に違つておることはわかりますが、ほとんど区別がないのではないかと。公営競技調査会の答申の中においても別に競馬だけを特に区別しては答申されてないようでありまして、一括的に取り扱われておるのですが、そういったような点、現段階における施行の意義というものを、競馬とは何かのものと違ひ、他の三競技とは違うというふうにお考えであるのか、同様に考えておられるのか、その点を明確にしたいと思ひます。

○森(茂)政府委員 勝馬投票券を発売する方式あるいはその発売の操作等においては、一致いたしておりますけれども、その他の点については、歴史的にも国際的にも、かつレースの性質といたしまして、強い馬を育てて、そして長い期間品種改良をやつて参りましたこと、あるいはこれが育成上あるいは獣医学的にも尽くす面等からいひまして、全く性格の異なるものだと考えております。

○東海林委員 どうも今の説明ではよくわからないのですが、歴史的に違ふというふうな点、それから人間が走ると馬が走るのと違ふことはよくわかりますが、これを施行する現段階における意義といふものが違ふか違わぬか、これを伺つておるのです。たとえばレクリエーションのためとか、財政に寄与するためとか、そういう点何か違つた点があるのかないのか、その点は同じように考えていいのか、そこを伺ひたい。

○森(茂)政府委員 レクリエーションはレクリエーションでございませうけれども、馬の競走をさせるということ、本能的、心理的にわれわれに看取される本然たる気分が違ひ、こういうことでございませう。

○東海林委員 どうも質問に対する答弁がピンとはずれてゐるやうに思ふのですが、競技のやり方とか、それから何が走るのかというやうなことを伺うのではないかと、現在こういう法律に基づいて競馬を認めるというその意義は、競輪等を規定していることと一体どういふふうに違ひか。その意義は社会的意義といふてもいいと思ひますが、そういうものがどうかということとを伺つてゐるのです。

○森(茂)政府委員 競馬をやらせていく意義といたしましては、現在まで歴史的に馬の品種改良等に尽くし、かつ畜産振興にも資するし、かつ国際的な娯楽競走レースでもある、こういう意味でございませう。

○東海林委員 そうすると競輪等とは違ふという意味ですか、違わぬといふ意味なんですか。そこを少しはつきりしてもらひたい。

○森(茂)政府委員 今申し上げた各点は全く競輪と違ふと考えられます。

○東海林委員 今の点あまり満足できませんけれども、できれば大臣等の出席の際にお伺ひしたいと思ひます。

次に、それではこれに関連して伺ひたいのですが、答申では各種公営競技を「現状以上にこれを奨励しないことを基本的態度とし、」ということが書いてあるわけですが、今回の競馬法の一部改正は、この答申と同じ態度でございませうか、それとも違つておりますか。

○森(茂)政府委員 ただいままでは、現行法では都道府県が年四回開催するとか、それから災害を受けた市町村は年に二回とか、こういうことで回数が限定されておつたわけでありましたが、私もどなたもいたしましては、今後の開催回数はふやさないという原則に立ちまして、法律の第二十条一項で都道府県の区域ごとの年間開催回数、あるいは第二十条の二項で農林大臣がそれについて開催回数を定める、こういうことで現在の回数以上にふやさないということを取り入れて、新しい規定として市町村が二回とか、都道府県が四回とか、ただ指定市町村がふえればまた二回ふえる、こういうことではなしに、現状の開催回数をふやさないというので、第二十条一項、第二十条二項で答申の筋を順守して参らうと考えておるわけでありませう。

○東海林委員 そうすると、基本的態度としては、政府においては現状以上に奨励しないという態度である、少なくとも競馬についてはそうだが、こういうふうに理解していいですか。

○森(茂)政府委員 その通りであります。

○東海林委員 そこでちょっと伺ひたいのですが、日本中央競馬会法の第一条を見ますと、「競馬の健全な発展を図つて」と、競馬の健全な発展だけをなしに、競馬の健全を期するだけではない、競馬をはかると書いてあるのです。これは私は、現状以上に積極性を持たない意味とは違ひうすです。発展をはかるといふのですから、そうすると、当然この辺も関連して改正しなければならなくなるのではないかと思ひます。その点についての見解を伺ひたい。

○森(茂)政府委員 御指摘の通りであります。中央競馬の開催回数も、地方競馬の開催回数につきましても同様な趣旨で現状以上にふやしていかない、こういうふうな考えをしております、ふやさないでも健全な発展はできると考へるわけでありませう。

○東海林委員 回数をふやさないという点でなしに、基本的な国の態度として発展をはかるといふことは、私はやはりこれ以上進めるといふことだと思ひます。それとこちらの現状以上に奨励しないといふことを基本的態度としておるこの答申と同じやうな態度で今回の改正を考えたといふ、その態度との間には矛盾があるのじやないかと思ひます。回数をふやすとかふやさぬとかいうことではなしに、基本的な態度としてこれをはつきり説明していただきたい。

○森(茂)政府委員 中央競馬、地方競馬の発展は、開催回数をふやしていけばある意味においては発展でございませうが、回数をふやさないで、健全の方を發展させていく、こういうふうに考へております。

○東海林委員 健全を期するといふならば私はそれでわかるのですが、健全な發展と書いてあるのですが、これは健全の發展だといふ言葉はちよつと珍しい言葉なんです。このことは私から言へば、むしろつかつたのじやないかと思ひますが、一つ検討をしていただきたいと思ひます。

それから次に、今度の地方競馬の施行者を原則として市町村をやめさせる、こういうことなんです。御承知のように市町村の中では一号といひましようか、戦災等で財政上の困難のためにこれをやらせておつたのが資料によりますと百十九ですか、それから競馬場の所在地といふことで十六カ町村ばかりあつた、こういうことですが、これは従来の規定のできた経緯から見てもだいたい違つておるのです。私はここで二号といひましようか、競馬場が存在する市町村の開催といふものと、従来戦災等を受けて、そのために財政上困難であつたといふものの今後の再指定についての運用上の考え方が若干違ひなければならぬのじやないか、こう思ふわけですが、その点はどうかございませうか。

○森(茂)政府委員 競馬法ができたのが二十三年でございまして、地方競馬場の所在地についての指定の条項が入つたのはそのあとでありまして、それは二十六年に入つた規定であります。地方競馬場が所在する市町村において非常に環境が悪くなつたり、道路を整備する等の必要がある、こういうことで現行法に入つたわけでありませう。現状におきましては、その後ずつと期限をつけずに、この規定のまま運用されて参りましたので、私もど

いたしましては四十年三月三十一日を期限としてやめていこう、ただし特別に地方競馬場の施設、周囲の環境が相当離隔する等、道路の整備等の施設を要する面が特別にあるという場合につきましては、これは特にそういう収益をもつて市町村で予算編成ができない、足りないということであれば、そういう制度も従来あった関係上置いておくことはやむを得ないのじゃないかということが残したわけでございます。

○東海林委員 今のお答えで大体私も了解できると思うのですが、競馬場の所在地といえますと、競馬場内の整備のほか、たとえばやはり駅から競馬場までの道路とか環境の整備、あるいはいろいろの雑踏の取り締まりということとで今後においても引き続き相当こういう問題は出てくるだろうと思うのです。従いまして戦災市町村等の取り扱いとは実際の運用上においてやはりある程度区別してやってもいい、こういうことをお願いしておきたいと思ひます。

次に、競馬の開催回数との関連もあるのですが、現在中央競馬は十二カ所で実施できるというふうにこの規定はなっておりますが、横濱は現在実際に駐留軍に接収されておる、こういうことが書いてあるようでございます。横濱の競馬場は、従って現在競馬場の施設としてはどんなふうになっておるのか、その点をお伺いしたいと思ひます。

○森(茂)政府委員 横濱競馬場は終戦後司令部の施設に接収されて、現在といたしましては一部はその関係の

住宅、内部のフラットなグラウンドは小さな運動場ないゴルフ施設になっておる現状であります。

○東海林委員 地方競馬に関する規定では、一カ年間開催しないと取り消すというような規定もあるわけですが、今の話のように横濱の競馬場はもう競馬場として実際に機能を使っているわけですが、そうなりますならば当然この法律の中からこれは除くべきではないかと私は思ふわけでありますけれども、その点いかがでありますか。

○森(茂)政府委員 横濱市の市民の動向その他の関係から、これは私もとしましては、一時横濱の競馬場の返還を対外的に折衝したこともございまして、私もとしましては、環境的にいってちょっと独立した岡の上にある環境でございまして、淡い希望としては、場合によっては、もし向こう側が許され、かつ横濱市等の御賛同を得られれば国営競馬も開催したらという淡い希望を持っておりまして、現在としては司令部の返還がございまして、そうしてこれを運動場にするか、あるいは体育館にするか、あるいはまた競馬場にするか、あるいはまた出たままに使用するかという結論が出ておるわけでありまして、そのままだとしておるわけでありまして、返還になりまして政府の方針がございまして、そこで競馬はやりたくないことになりましたら取り消したいと思っております。

○東海林委員 私はその点の見解が違ふのでありまして、現に競馬場としての機能を果たしてないという施設を法律の中に施行の箇所としてあげておくというこれはきわめて不当だ

と思うのです。今のお答えのように、もし将来これが還付されて、そして再び競馬場としてこれが利用できるといふ条件になった場合にはまた入すけれども、現在競馬場として全然役割を果たしてない、果たし得ないという状態のものを法律上の開催箇所に入れておくというこれは非常に不当だと思ひます。この点は一つ十分御検討願ひたいと思ひます。

それから資料によりますと、新潟、宮崎の二カ所は現在開催してないように見受けられるのでありますが、新潟、宮崎の現状はどうであるか。また実際にこれを開催してないといふ理由、どういふ理由かという点も明らかにしたいと思ひます。

○森(茂)政府委員 新潟と宮崎は現在国営競馬を開催しておりません。番組編成その他収益の関係と、もう一つは、その競馬場につきましては、地元地方競馬の開催に提供したておるわけでありまして、中央競馬会の開催をやらぬ理由は、中央競馬の馬の番組編成その他収益等に関連してやっておらないわけでありまして。

○東海林委員 第三条を見ますと、「天災地変その他やむを得ない事由に因り、一競馬場において年三回開催することができないときは、その開催することのできない回数の中央競馬は、他の競馬場において開催することができらる。」こうあるのですが、「天災地変その他やむを得ない事由」といふうちに、この新潟とか宮崎の現在開催してないことをこれに該当するといふふうに考えられるのですか、どうですか、その点一つお伺いしておきたい。

○森(茂)政府委員 現在やっておりますのはその規定によつてやっておりますのでございまして。

○東海林委員 「その他やむを得ない事由」といふのは、私はこれは相当限定して厳格に、「天災地変その他やむを得ない事由」です。それから考へべきだと思ひます。ただ主催者である日本中央競馬会の都合だとか、ここの方がもうかるから、そういうようなことが真にやむを得ない事由だとは思われな

いのですが、その点をもう少し明確にしたいと思ひます。

○森(茂)政府委員 番組編成と申しましたが、ある程度競走馬等が充実して参りまして、最近におきます状況は相当ふえておりますので、やや収益が上がらなくとも、あるいは一部相当損になつても、やはり地方振興の健全な発展のためには今後やていきたいと思います。今までは競走馬の数の関係から地域によつてはやれな

い。やるためにははかの地方を馬の輸送を相当無理してやていかなければならぬ、こういうことでやむを得ない事由でやっておりますが、だんだんと相当頭数がふえて参りましたので、新潟、宮崎等も、これは地方競馬との関係もございまして、それらとも十分連絡をとりまして都道府県等の意見も徴して、今までの頭数が少なかつた時代と変わらしまして、少々損があつてもやはり地方の要望に応じてやらして参りたいと思っております。

○東海林委員 この資料を見ますと、昨年は中央競馬が三十二回ばかりやっておりますが、そういういたしますと、新潟とか宮崎の分が東京あるいは中山にきておるといふことになるわけ

ですか。その点一つお伺いしておきたいと思ひます。

○森(茂)政府委員 新潟や宮崎の分は、その付近の、たとえば新潟にしてみれば中山に参つておるわけでありまして。

○東海林委員 先ほどもちよつと申しましたように地方競馬に関する規定では、一カ年間施行しない場合は取り消すという規定があるわけですが、それとの関連においてきわめてこれは不公平だといふ感じがするわけですが、その点はいかがでござい

ますか。同じ競馬について、日本中央競馬会についてだけは非常に寛大に、先ほどやむを得ない理由というやうなことも、要するに理由がある、もうからぬといふことのように思ひます。もし局長の言うように競馬といふものが大衆のレクリエーションだといふことになれば、私は、新潟とか宮崎の競馬を今まで施行しなかつた理由はきわめて薄弱だ、こんなふうに思ふのですが、特に地方競馬との関連においてこの点はいかに考へますか。

○森(茂)政府委員 競馬を施行しない、開催しないといふことと、その競馬場ではないといふことは別でありまして、市町村で指定されて、そうして競馬は多くの市町村においては都道府県に委託している例が非常に多いわけでありまして。そういうことで、施行をその県内の競馬場で行ないたいというのが、委託の方法であらうが、自分自身で開催しようが、どこの競馬場でも、その県内の競馬場で行ないたいという場合の規定でございまして、その競馬場自身を使われないことは問題が違ふわけでありまして。

○東海林委員 重ねてお伺いします
が、新潟、宮崎等についても近くこれ
を開催するという考え方を持ってお
る、こういうふうな理解していいわけ
ですか。

○森(茂)政府委員 競走馬の数もだん
だん充実して参りましたので、なるべ
くこれは、収益上では損があつても、
だんだん、ほかの新潟とか宮崎等の御
意見も伺つた上で、お尋ねのような趣
旨に沿つて参りたいと思つておあり
ます。

○東海林委員 この点、県等の御意向
によつてやるとかやらないとかいうこ
とで、非常にあいまいであるとするな
らば、やはり先ほどの横浜と同じよう
に、もしばらくやれないといううな
ら、私は当然施行場所から削除すべき
だと思つます。そうでないと、法律が
実際と合わない法律ということになり
ますが、その点一つ御検討願ひたいと
思ひます。

それから次に入場料の規定ですが、
従来の地方競馬には五円から三十円と
いう規定があつたようですが、今度は
一本に入場料をとるといふことが規定
されておられます。それからこの答申を
見ますと、入場料をある程度値上げせ
いというふうな答申になつてゐるよう
であります。これは実際はどの程度の
入場料をとるお考えか、その点いかが
ですか。

○森(茂)政府委員 環境整備等もね
らつての入場料の答申だと存じます
が、一方大衆娯楽の面も考えます
れば、そう大幅に上げるといふことも
いかにがと思ひまして、現在十円を二十
円とか、二十円を三十円とか、三十円
のところは五十円とかの程度のことを

考えておるのであります。

○東海林委員 入場料の収益は、この
答申によりますと「競技場の改善と秩
序の維持に役立つ」といふような
ことが書いてあります。この用途につ
いても、指導上これを制限するとか指
定するといふ考えが参りますか、施行
者の任意にまかす考えでありますか。

○森(茂)政府委員 答申に盛られてお
ります環境整備その他については、
お話のように指導して参りたいと存じ
ます。これは厳に指導して参りたいと
存じます。

○東海林委員 次に投票券の枚数につ
いてであります。従来は十枚、百枚
というふうなことになるおつたよう
ですが、今回の改正では、勝馬投票券
十枚分以上を一枚をもつて代表する、
こういうふうなように書き方が変わつ
ておるわけでありまして、これも、この
趣旨はどこにあるのであります。

○森(茂)政府委員 初めの貨幣価値と
いふことは、二十三年、四年当時では十
円券の発売が地方競馬等においても相
当行なわれたわけでありまして、現状に
おきましては十枚をもつて発行単位と
いたしてゐるのであります。現在の国
庫の端数計算の方では円以下切り捨て
といふことになつておられますので、ず
ばり百円単位といふことになつてしま
うと、法律上問題が参りますので、大
体今後の指導としては、十円券というの
はなしに百円券といふことになつて
ゐる。特にそういう規定を置いたわけ
であります。現在の状況から実際上
の問題として変わるということはない
わけでありまして、今の規定では十円
券を発売できるわけでありまして、今
も、今後の規定では十円券は発売でき

ない、百円券以上といふことになるわ
けであります。

○東海林委員 私の伺うのは、従来の
規定では十枚、百枚という言葉が使つ
てあつたと思うのですが、今度は「十
枚分以上」といふことになつてゐるの
はどういう趣旨か、特にその点をお伺
いたします。

○森(茂)政府委員 必要によつては五
百円券でも売れるといふことになつた
し、たいわけでありまして、

○東海林委員 そうすると、そういう
のは施行者の方から何か開催要項と
か、そういう規定を出して、承認を受
けて、そういうことを定めるのか、それ
とも監督官庁の方からそれを指示して
定めることになつてゐるのか、その点
は。

○森(茂)政府委員 各都道府県の意見
等も徴しまして、できるだけ統一して
やつていきたいと存じますので、議が
まとまれば、できるだけ一本でやつて
いきたいと存ずるわけでありまして、

○東海林委員 次に第六條の關係です
が、従来の重勝式をやめて、連勝複式
を今度新たに法律に規定したわけであ
ります。このように勝馬投票法を改
えたその理由はどこにあるわけござ
いませうか。

○森(茂)政府委員 勝馬投票方法を、
特に「種類の組合せ及び限定その他そ
の実施の方法については、省令で定め
る。」といふことで限定もできるとい
うようにいたしましたゆゑのもは、当
たる率を多くして、そうして射幸心の
過熱を防ぎたい、それからかけのな偶
然性を排除したい、そういう意
味で答申にも、単勝式、複勝式を中心
とし、連勝式はなるべくこれを制限し

て、連勝複式を採用するといふふうな
文句になつておられますが、各施行団
体の御意見等も伺つて、的中率を高
める方法といたしましては連勝複式とい
うことになるわけでありまして、馬の
数も少ないといふ場合については連勝
単式も発売しても弊害がないではない
かといふ問題も参りますので、極力そ
の方法、目的としましては、的中率を
高め、偶然性を排除して、できるだけ
射幸心の過熱を防ぎたいと存じてお
るわけでありまして、

○東海林委員 確かに従来の重勝式が
非常的中率が低いといふことはわか
るのですが、実際各種馬券の中でどの
程度売れておつたかといふことを資料
によつて見ますと、大体〇・四、五
程度でありまして、全体の馬券からい
えば、これはほとんど問題でない、ま
あアクセサリのようなものだ、こう
いうように考えられるわけですが、た
だいまお話しのように、こういうふう
に改正するゆゑは、射幸心の過熱を防
ぐといふ審議会の答申の線に沿つた、
こういうことでございしますが、そこ
で私は、この問題は「種類の組合せ及
び限定その他その実施の方法につ
いては、省令で定める。」といふこと
になつてゐるので、ここで明らかに
なつてゐないのですが、連勝単式を廃
して連勝複式を加えたといふことであ
れば、そういう点がある程度理解でき
ると思つてゐます。しかし、連勝単式
を残して、さらに連勝複式を設けると
いふことであります。一そう射幸心
をそそぐといふようなことになるだけ
でございまして、そういう目的に沿
わないのじゃないか、こういうふう
に考へるわけですが、この限定の方法とい

うのを、私の疑問と関連して、もう少
し明らかにしていただきたい。

○森(茂)政府委員 各関係者の御意見
は十分聴取して討議いたしたいと思
ひますが、事務的には、馬の数が少な
い場合、たとえば五、六頭の場合に、そ
のレースは連勝単式、それからそれ
以上上る馬の数の場合には連勝複式と
いふことで、馬の数が非常に少ない場
合に連勝単式を採用しても射幸心をそ
そつたりすることはないのじゃない
か、ただ一律的にこの方式が射幸心を
大いにそそるとかといふことではな
いと思ひます。この問題につきまし
ては、やはり環境整備その他いろいろ
な点と相俟つて、非常に気持のよい娯
楽といたしたい。各関係者の一部業し
みもその点にはあるわけございませ
うから、全然射幸心をなくすといふよ
うなことではなく、過熱を防ぐことを考
へておるものでございまして、十分
その点は——お話しのように、一律に
連勝複式を採用しても射幸心はそそ
るじゃないかといふ点、私も単に手放し
では同様であります。そういう意味に
おきまして、環境整備等とも相俟つ
て、投票方法につきましては、全然興
味がなくなつてしまふといふことで
はいけませんので、慎重に各関係者の
御意見も十分徴して、省令等で弾力的
にきめて参りたいと存ずるわけであ
ります。

○東海林委員 私は各関係者の意見を
聞くといふところに非常に問題がある
と思つてゐます。現在のファン——私
もファンの一人ですが、おそろくファ
ンの意見を聞いたら、連勝単式を全部
やれと言ふだらうし、また主催者の意見

も全部それでやってくれというのが大部分だと思ふのです。それで、今の局長の御答弁を推測すれば、馬の数が多いたときは連勝式はやめて連勝複式にするのだ、こういう趣旨のように伺ったのですが、もし私の言うように主催者もファンもやってくれというようになるとなると、馬の数が多いた場合は複勝式にしたいという趣旨が、今考へておられるのか、その点を伺いたいと思ひます。

○森(茂)政府委員 事務局といひましては、競馬の公正な実施をはかっています。いろいろな紛擾なり、それから非常に環境が悪くなる、また娯楽の反面、社会悪も発生してあるということでございますので、その根本に立っている御意見を承るわけであり、そういう意味におきまして、その関係の通の方としては、それはそれなりに定見なりいろいろございますので、りっぱな御意見だと思ひます。が、私どもとしては、競馬法の施行運用にあつては、根本的に国会等の御意見も尊重して、今度は全国民のほかにかけての点もありませんので、熟練者の御意見も十分伺ひまして、また事務局といひましては、競馬法施行の、あるいは答申の精神を堅持しつつ結論を出したいと思ひます。

○東海林委員 次に払い戻し金の点であります。付録を見れば算式が出ておるわけですが、しろうとはなかなかぴんとこないわけですね。この算式でいきますと、配当する額とそれから主催者の取得する額との割合は平均してどのくらいになりますか。

○森(茂)政府委員 中央競馬会の施行するものでは平均二五%をとりまして、あと七五%が配当される。その二五%のうち一〇%は国庫納付金になり、一五%は競馬競走の経費に充て、剰余金があれば剰余金の半分を国庫に納付するということになっております。地方競馬の方は平均的にいってやはり二五%をとりまして、七五%を払い戻しする、その二五%をどう使うかという点になりますと、実績的には突っ込みでは一〇%が収益になり、一五%が経費になりますけれども、売得金、勝馬投票券の売上額の非常に多いところでは、収益が突っ込みで割でなくも上がつておるわけでありまして、売得金の少ないところ、売上額の少ないところでは、その収益が非常に少なくなるという現状であります。

○東海林委員 次に第十三条の改正に關係してあります。施行令を見ますと、出走馬が確定した後でなければ、投票券は売ってはいけないことになっておるわけですが、しかし実際には馬が馬場に出た後に、何らかの故障で走れないというような場合があるように思ふのですが、その場合にはどのように処置されますか。

○森(茂)政府委員 勝馬投票券の発売前に出ないということが決定いたしました。そういう予告が行なわれるわけでありまして、発売後出走時になりまして、そういう故障が出るという事態になりますと、もう一べんそのワクといひますか、それを対象にして、一ワクに複数おる場合は、その投票券は有効になるわけで、そういう点において

馬が発売後事故のないように努めておるわけでありまして。

○東海林委員 施行令の八条は、ともかく確定した後でなければ発売してはいけないということになっておるわけですが、建前はそうだが、しかし実際に馬券を売り出した後に、馬が馬場に出てくぎを踏んだとかいうことで、故障の出た場合にどういう処置をするか、このことを伺つておるのです。局長は競馬ファンでなさそうだから、監督官の人からはつきり御説明願ひます。

○森(茂)政府委員 発売前に十分時間がございまして、それを無効として払い戻すということでございますけれども、同じワクに二頭、複数以上おる場合はその券は有効として取り扱われるわけでありまして、一頭の場合は、時間的に間に合う場合はそれは無効としてもう一べんその馬を買った分は当然元額で払い戻されるわけでありまして。

○東海林委員 昨年の川崎競馬の紛争の例等を見ても、同じワクで発売後一頭が欠馬せざるを得なくなった、しかしほかの同じワクの馬が走るのので有効だった、ただいまの御答弁の通りです。しかしあの川崎の例に見まして、非常に有望だということで、ファンがそれに見込みをつけて投票した馬が欠馬して、あまり能力がない、勝つ見込みがないという馬が同ワクにおつて、たまたまその馬券が有効だ、こういうことで、あれは非常に騒いだと思ふのです。しかも有効だという規定があるからそれを払い戻しすると競馬の取り締まり規定に違反するといふようなことで非常に処置がおくれたために問題が紛糾して、最後になってはおさ

まりがつかなくなつて、規定に違反をしなから仕方なしに払い戻しをした、こういう事例があるわけですが、そういうような点について今回の改正にあつて何か善処する方法を考えられたかどうか、その点を伺いたいと思ひます。

○森(茂)政府委員 一ワク複数の頭数が入るワクを設けた競走方法をやるという点になりますれば、今の事例のいう点で有効だということですが、突っ込みで参りますれば、規定上は有効で法律上も有効で、それに不満を言うのは適當ではないということにはなりますが、もしそういう一ワク複数でもつてやる場合に、有力馬とおつしやいまして、常識的に考えて非常にいいか、かという場合にきつましては、むしろ今度は指導上、レースが開始される前に発売時間の切りかえといひますか、発売時間の延長等もやたらどうかという意見等もございまして、そういう点は十分検討したいと思ひます。

○東海林委員 そうすると今の局長のような解釈でスタートを若干延ばして一部返戻する場合も考へるというようになつた場合に、規定との關係は違反するということになるのではなからうか。何かそういう処置を講ずるならば、施行令か何かの中にそれを明らかにしなければ問題じゃないかと思ふのですが、その点はいかがでございますか。主催者の認定だけでそんなことが勝手にやられたのでは、これは非常に問題だと思ひます。

○森(茂)政府委員 主催者の勝手です。規定で厳然として実行しなければならぬと思ひます。現在の過程ではレースを延ばしてでもやたらどうか、むしろ連勝式で一ワク複数制を採用する場合に非常に有力馬が無駄馬と組み合わせになつておる等の場合も問題にはなる点があると思ひますので、そういう意見がございまして、もしそういうこととてレースを延長する、発売時間を延長して買いかえを認めるとかあるいは払い戻しを認めるということになりますれば、それに際して施行令等も変えなければならぬと思ひますが、今そういうふうな規定に変えるということが結論できまかつたということではございません。そういう意見もあるということでありまして。

○東海林委員 この十二条の二で、そういう点がここに改正規定として入つておるのですから、実際のやり方がきまつておらぬというお答えは納得できないのですが、その点もう少し、局長で御無理だと思へば、専門の方からはつきりしてもらいたいと思ひます。こういうふうな改正規定まで設けておきながら、実際どうするかはまだきまつておらないといふのは非常に變な御答弁でございまして。

○森(茂)政府委員 第十二条の改正は、一ワク複数制もとれるということとで、連勝複式等も採用したので改正したわけでありまして。従つて新しい連勝複式制度もあるわけで、第十二条の各項について改正したわけでありまして。従いましてこの規定を根拠にしてやつていく場合は、競馬では一ワク一頭制の意見もございまして、一ワク一頭でなく、複数制の意見もあるわけでありまして。省令では弾力的に一ワク複数制の場合でも、この規定は従来とその意

ねと思ひます。現在の過程ではレースを延ばしてでもやたらどうか、むしろ連勝式で一ワク複数制を採用する場合に非常に有力馬が無駄馬と組み合わせになつておる等の場合も問題にはなる点があると思ひますので、そういう意見がございまして、もしそういうこととてレースを延長する、発売時間を延長して買いかえを認めるとかあるいは払い戻しを認めるということになりますれば、それに際して施行令等も変えなければならぬと思ひますが、今そういうふうな規定に変えるということが結論できまかつたということではございません。そういう意見もあるということでありまして。

味においては、連勝複式についての投票方式が入っただけで変わりございません。今お話しの問題は、省令等で投票方法を定める場合に、そのレースの発売方法で、レースをやる前に買いかえなり払い戻しを認めるということの問題でございます。一ぺんきめた規定につきまして、開催者がこれを適宜変えていくということではないわけであります。

○東海林委員 普通これは競馬でも競輪でも同じですが、馬券なり車券を一度売り払いますと、原則的にはその買いかえは認めないので、隣の窓に間違つて突っ込んで買ったものはだめだ、こういう建前になっておると思います。今のお話ですと、買いかえを認めることもあるというのですが、そこらの限界が非常に問題になってくると思います。そこらが明確になっておらないと、紛糾のもとになると思うので、しつこいようですが何うのであります。買いかえを認める場合が考えられるならば、それは明らかに規定できめておかなければ、そうなる間違えて隣を買ったからかえてくれというやうな問題も出てくるのでありまして、そこらが紛争防止に重大な問題だと思ふから、つまらぬ質問ですが、よく聞いておきたいと思ひます。

○森(茂)政府委員 もしも買いかえを認めるということになりますと、省令ではっきりと明文を置いて、通牒とかいうことじやなしに、省令でその取り扱いを厳格にきめたいと思ひます。

○東海林委員 委員長、まだ時間がずいぶんかかるので、これで保留させていただきますたいと思ひます。

○片島委員 本改正案を審議いたします

すについて、中央競馬会の理事長あるいはこれにかわる人を参考人として適当な日に、明日でもけっこうですが、お呼び願ひたいということ。いま一つは、先ほど東海林委員の質問にもありましたが、今まで法律によって定められておりました事柄を、省令に譲つてある点があるわけでございますが、おそらく、今までの法律事項を省令に譲るといふわけでありまして、省令案あるいは要綱が準備できておるのではないかと存じますので、その省令案あるいは要綱を御提示願ひたいということと、もう一つは、中央競馬会の売り上げも年々非常に多額なものになっておるわけでありまして、中央競馬会の予算及び決算書を本委員会に御提示を願ひたいと思ひます。その三点についてお取り計らいをお願いしたいと思ひます。

○野原委員長 ただいまの片島委員の発言に關しましては、参考人の件は理事會において協議いたします。なお参考資料につきましては、政府側においてできるだけ御要望に沿うよう御提出願ひたいと思ひます。

本會議散會後再開することにしたしまして、この際休憩いたします。

午後一時九分休憩

〔休憩後は會議を開くに至らなかつた〕

昭和三十七年三月十六日印刷

昭和三十七年三月十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局